別記様式第2号（第3条第2項関係）

第　　　　　号

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

和寒町長　　　　　　　　　㊞

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定決定通知書（支給認定証）

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった施設型給付費・地域型保育給付費等の給付認定について，下記のとおり認定します。

　なお、認定申請時に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。

|  |  |
| --- | --- |
| 教育・保育給付認定  保護者の氏名及び  居住地及び生年月日 |  |
|  |
| 年　　　　月　　　　日生 |
| 小学校就学前子どもの  氏名及び生年月日 |  |
| 年　　　　月　　　　日生 |
| 支給認定証番号 |  |
| 小学校就学前子どもの区分 |  |
| 保育必要量及び事由 |  |
| 教育・保育給付認定の  有効期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 備　考 |  |

（教示）

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、

和寒町長に対して審査請求をすることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、和寒町を被告として（訴訟において和寒町を代表する者は和寒町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

　⑴　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　⑵　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。